

「匿名組合契約の契約締結前交付書面」新旧対照表

(下線部分変更)

旧	新
1～6 (略)	1～6 (略)
7 ①～② (略)	7 ①～② (略)
③登録番号等：(第二種金融商品取引業者) 関東財務局長(金商)第2601号 (貸金業者)	③登録番号等：(第二種金融商品取引業者) 関東財務局長(金商)第2601号 (貸金業者)
東京都知事(3)第31185号	東京都知事(4)第31185号
8～10 (略)	8～10 (略)
11 (1)～(2) (略)	11 (1)～(2) (略)
(3)① (略)	(3)① (略)
②イ)～ロ) (略)	②イ)～ロ) (略)
ハ) お客様から後記分別管理用預金口座(出資口)へ出資金の全額をお振込みいただき、当該振込みを営業者が確認した時点で本契約は成立するものとします。	ハ) お客様から <b>当社が指定した投資家毎の個別口座を経由して</b> 、後記分別管理用預金口座(出資口)へ出資金の全額をお振込みいただき、当該振込みを営業者が確認した時点で本契約は成立するものとします。
二)～へ) (略)	二)～へ) (略)
(4)	(4)
出資又は拠出をする金銭の払込みに関する事項 お客様には、本契約の締結に際して、 <u>分別管理用預金口座(出資口)</u> に出資金の全額をお振込みいただきます。お振込みいただいた出資金は、営業者により、本営業への出資金の一部として分別管理用預金口座(返済口)へ振替えられ、その他匿名組合員出資金と合算して本借入人へ貸し付けます。当該出資金は、本契約において明示的に規定される場合を除き、払戻しはいたしません。尚、出資金の払込みにかかる銀行振込手数料はお客様にご負担いただきます。	出資又は拠出をする金銭の払込みに関する事項 お客様には、本契約の締結に際して、 <b>当社が指定した投資家毎の個別口座を経由して</b> 、分別管理用預金口座(出資口)に出資金の全額をお振込みいただきます。お振込みいただいた出資金は、営業者により、本営業への出資金の一部として分別管理用預金口座(返済口)へ振替えられ、その他匿名組合員出資金と合算して本借入人へ貸し付けます。当該出資金は、本契約において明示的に規定される場合を除き、払戻しはいたしません。尚、出資金の払込みにかかる銀行振込手数料はお客様にご負担いただきます。
以下 (略)	以下 (略)